

2010年12月3日

内閣総理大臣 菅 直人 様
国土交通大臣 馬淵 澄夫 様

港区「シティハイツ竹芝」のシンドラエレベータ社製エレベーター事故について事故原因の早期全面解明とそれに基づく再発防止対策の早期実施を求めるとともに独立した中立な第三者による事故調査機関の早期設置を求める要請書

エレベーターは、私たちの生活の身近にある乗り物であり、子供からお年寄りまで誰もが利用し、また利用せざるをえない乗り物となっています。

しかし、2006年6月3日、東京都港区が所有する公共賃貸マンション「シティハイツ竹芝」において、シンドラエレベータ株式会社製エレベーター（1998年製）の戸が開いていたにもかかわらず、突然上昇し、16歳の息子はその命を奪われました。

エレベーターには、全ての戸が閉じていなければ昇降させることができない装置（安全装置）を設置することが義務付けられています（建築基準法36条、当時の建築基準法施行令129条の10第3項1号）。戸が開いた状態での昇降（戸開走行）ができないことが、エレベーターの最低限の安全性として義務付けられていたのです。それにもかかわらず、なぜ戸開走行が起こったのでしょうか。私たちは、事故以来、事故原因の早期全面解明を求め続けてきました。

しかし、事故からもう4年6か月もの歳月が過ぎたにもかかわらず、未だに事故原因の全面解明はなされていません。

なぜ、事故原因の全面解明にこんなに時間がかかるのでしょうか。事故原因の全面解明が進まないことで、私たち遺族は、息子を失った悲しみに加えて二重三重の苦しみを背負わされています。

私たち遺族は、事故原因を全面的に解明し、それに基づいた再発防止対策をとることによって、この事故の教訓を社会に活かし、二度とこのような悲惨な事故を起こさないための礎にしたいのです。

「昇降機等事故対策委員会」の「シティハイツ竹芝エレベーター事故調査報告書」（平成21年9月8日付）は、事故原因に関するいくつかの重要な事実を明らかにしました。

しかし、「昇降機等事故対策委員会」には十分な法的調査権限がなく、捜査機関が押収あるいは収集した証拠や資料等を調査することができないとのことで、事故原因の全面解明ができないとの説明を受けました。捜査機関が保有している証拠や資料等には事故原因を解明するうえで最も重要なものが多数含まれているはずですから、それを調査しなければ事故原因の全面解明ができないことは明らかです。

しかし、この4年6か月の間にも、京都で女性がエレベーターから降りようとしたところ戸が開いたまま下降し腰部を挟まれて骨盤骨折の重傷を負った戸開走行事故（2008年12月8日）や東京大学柏キャンパスでのシンドラエレベーター社製エレベーターの戸開走行事故（2010年11月11日）など、重大な事故が起こっています。東京大学での事故でエレベーターに閉じ込められた学生の一人は「脱出した学生は、あと1秒遅れていたら足、2秒なら胴体を切断されていたのではないかと述べたとのことであり、死亡事故にもつながりかねない極めて危険な事故です。乗っていた学生たちの恐怖は想像を絶します。

戸開走行事故は、エレベーターにとって絶対にあってはならない事故なのです。だからこそ、この事故は個人の問題でなく、エレベーターを利用する利用者全体の安全の問題として訴え続けてきました。

このようなさなかに戸開走行事故が繰り返され、悔しい思いで一杯です。

息子の事故だけでなく、全ての戸開走行事故について事故原因の全面解明とそれに基づく再発防止対策を至急行っていただきたいのです。

事故原因の全面解明なくして真の再発防止はできません。

事故原因の全面解明を速やかに行うためには、十分な法的調査権限のある独立した中立な第三者による事故調査機関の設置が必要不可欠です。私たちはこのことを2006年からずっと要請し続けてきました。早急に事故調査機関を設置し、捜査機関が保有する証拠や資料等の調査も含めて、事故原因の早期全面解明を実行していただきたいのです。

そして、全面的に解明した事故原因に基づいて再発防止対策を早急に実行してください。

また、戸開走行事故が繰り返されてきた深刻な事実を直視し、二重ブレーキの義務化の対象からはずれた建築基準法平成21年改正法施行前の全国のエレベーター70万基についても、二重ブレーキを義務化する等の対策を早急に検討し実施してください。

独立した中立な第三者による事故調査機関の目的は、事故原因の早期全面解明と再発防止にあり、それは被害者・遺族の精神的な支援につながります。事故の教訓を共有財産として社会全体に活かしていただくことが、奪われた命の意味につながります。

二度と悲惨な事故を繰り返さないために、菅内閣総理大臣と馬淵国土交通大臣に上記のとおり要請する次第です。

東京都港区芝1丁目8番23

エレベーター事故被害者遺族

市川 和民

市川 正子